

# 源泉所得税の改正のあらまし

平成 17 年 4 月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。  
さて、今般、平成 17 年度の税制改正により、源泉所得税関係について次のような改正が行われました。

## < 本年度の主な改正点 >

平成 18 年 1 月から「源泉徴収税額表」が変わります。

年末調整で国民年金保険料等について社会保険料控除を受ける場合には、証明書の添付等が必要となりました。

住宅借入金等特別控除の適用対象に一定の中古住宅が追加されました。

租税条約の届出書への居住者証明書の添付要件が緩和されました。

なお、平成 16 年度の税制改正で、本年（平成 17 年）から老年者控除が廃止されています。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、平成 17 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。

- 1 定率減税の額が引き下げられ、平成 18 年分以後の所得税から適用されることとなりました。  
これに伴い、平成 18 年 1 月 1 日以後に支払うべき毎月（日）の給与や賞与の源泉徴収の際に使用する税額表が、定率減税の額の引下げを織り込んだものに改められることとなりました。  
また、平成 18 年 1 月 1 日以後に支払うべき公的年金等に対する源泉徴収税額の計算方法も改められることとなりました。

適用開始  
(平成18年1月1日)

	平成 17 年	平成 18 年
定率減税の	所得税額の20%相当額を控除 〔20%相当額が25万円を 超える場合は、25万円〕	所得税額の10%相当額を控除 〔10%相当額が12万5千円を 超える場合は、12万5千円〕
給与等の源泉徴収	「平成17年4月 源泉徴収税額表」(注1)を使用 年末調整	新税額表(注2)を使用 年末調整 毎月(日)の給与等から源泉徴収する税額が変更となります。 年末調整時に所得税額の10%相当額(12万5千円を限度とします。)を控除します(注3)。
の公的年金徴収等	定率減税前の税額(注4)の20%相当額を控除(注5) 〔20,850円×「その支給金額の計算の基礎」となった期間の月数」を限度とします。〕	定率減税前の税額(注4)の10%相当額を控除(注5) 〔10,450円×「その支給金額の計算の基礎」となった期間の月数」を限度とします。〕

(注) 1 「平成17年4月 源泉徴収税額表」の「税額」は昨年版(「平成16年4月以降分 源泉徴収税額表」)と変わっておりません。

2 新税額表は、本年10月中旬ごろ税務署に配備するほか、国税庁ホームページに掲載する予定です。

3 年末調整を行う際の注意事項については、来年(平成18年)の年末調整を行う時期に税務署から配布する「平成18年分 年末調整のしかた」を参照してください。

4 「定率減税前の税額」とは、定率減税を適用する前の源泉徴収税額をいいます。

5 公的年金等については、源泉徴収段階で定率減税相当額が控除され、確定申告により精算することとなります。

「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」により、平成11年分以後の所得税については定率減税が実施されており、各年分の所得税額は、定率控除前の所得税額から定率控除額（定率控除前の所得税額の20%相当額で、最高25万円）を控除して求めることとされています。また、毎月(日)の給与や賞与の源泉徴収の際に使用する源泉徴収税額表や公的年金等に対する源泉徴収税額の計算方法も定率減税を織り込んだものとなっています。

今回の改正により、定率控除額について、定率控除前の所得税額の10%相当額（最高12万5千円）とすることとされました。

この改正は、平成18年分以後の所得税について適用されます。

**源泉徴収税額表の改正**

毎月(日)の給与や賞与の源泉徴収の際に使用する「給与所得の源泉徴収税額表」(「月額表」、「日額表」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」)が、平成18年1月1日以後に支払うべき給与や賞与の源泉徴収から改正されることとなりました。

(注) 上記の改正に伴い、電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する場合の財務省告示(「別表第三」)が平成18年1月1日以後、次のとおり改められることとなりました(別表第一及び別表第二については、変更はありません。)

**【別表第三】(改正後)**

その月の課税給与所得金額		税 額 の 算 式
以 上	以 下	
円	円	
275,000 円以下		その月の課税給与所得金額 × 9%
275,001	658,333	その月の課税給与所得金額 × 18% - 24,750 円
658,334	750,000	その月の課税給与所得金額 × 20% - 37,917 円
750,001	1,500,000	その月の課税給与所得金額 × 30% - 112,917 円
1,500,001 円以上		その月の課税給与所得金額 × 37% - 217,917 円

(注) 税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とします。

**公的年金等の源泉徴収**

平成18年1月1日以後に支払うべき公的年金等(「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出をしている人に支払うものに限ります。)の源泉徴収税額の計算における年金定率控除額が、次のように改正されました。

$$\text{年金定率控除額} = \text{定率減税前の税額} \times 10\% \text{相当額} \left[ \left( \{ 10,450 \text{円} \times \text{「その支給金額の計算の基礎となった期間の月数」} \} \right) \text{を限度とします。} \right]$$

(注) 「定率減税前の税額」とは、定率減税を適用する前の源泉徴収税額をいいます。

**2 国民年金保険料等の社会保険料控除について、その保険料等の支払をした旨を証する書類を年末調整の際に添付等しなければならないこととされました。**

年末調整の際に、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、個人年金保険料又は損害保険料について控除を受けようとする場合には、その年最後の給与等の支払を受ける日の前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」(以下「申告書」といいます。)を提出しなければならないこととされています。この申告書を提出する際には、生命保険料、損害保険料等の控除について、一部のものを除き、その保険料等の金額につき、これらの支払をした旨を証する書類(以下「証明書」といいます。)を添付又は提示しなければならないこととされていますが、社会保険料については、証明書の添付又は提示は不要とされていました。

今回の改正により、年末調整において、社会保険料のうち国民年金保険料等(注1)について社会保険料控除を受けようとする場合には、申告書に国民年金保険料等の証明書を添付又は提示しなければならないこととされました。また、年末調整において、社会保険料控除を受けた国民年金保険料等の金額があるときは、給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「国民年金保険料等の金額」を記載することとされました。

(注) 1 国民年金保険料等とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者として負担する掛金をいいます。

2 確定申告により国民年金保険料等について社会保険料控除の適用を受ける場合にも、証明書の添付又は提示が必要とされています。

**平成 年分 給与所得の源泉徴収票**

支払を受ける者	氏名	氏名(フリガナ)	氏名(カナ)	氏名(ローマ字)	住所(都道府県)	住所(市区町村)	住所(番地)	住所(郵便番号)	住所(電話番号)			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額	控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の控除の額	国民年金保険料等の金額	社会保険料の控除額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
摘要欄	国民年金保険料等の金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円



この改正は、平成 17 年分以後の所得税について適用されます。なお、平成 17 年 3 月 31 日以前に年末調整を行った場合には、国民年金保険料等の証明書の添付又は提示は不要です。

3 住宅借入金等特別控除の適用対象となる中古住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の中古住宅が追加されました。

居住者が、住宅の取得等(一定の要件を満たす居住用家屋の新築、購入又は増改築等をいいます。)をして、平成 20 年 12 月 31 日までに自己の居住の用に供した場合において、その人がこれらの住宅の取得等のための借入金等を有するときは、居住の用に供した年以後 10 年間(平成 11 年 1 月 1 日から平成 13 年 6 月 30 日までの間に居住の用に供した場合は 15 年間)について、その借入金等の年末残高の合計額を基とした一定の金額をその年の所得税額から控除することができることとされています(住宅借入金等特別控除制度)。

今回の改正により、住宅借入金等特別控除の適用対象となる中古住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の中古住宅が追加されました。

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日以後に中古住宅の取得をし、自己の居住の用に供する場合について適用されます。

4 源泉分離課税等とされる外国通貨で表示された預貯金(以下「外貨建預貯金」といいます。)の差益に、その元本及び利子をあらかじめ約定した率により他の外国通貨に換算して支払うこととされているものの差益が追加されました。

居住者又は内国法人などに対し、外貨建預貯金で、その元本と利子をあらかじめ約定した率により円換算して支払うこととされているものの差益(「その元本につきあらかじめ約定した率により本邦通貨に換算した金額」から「その元本につき当該預貯金の預入の日における外国為替の売買相場により本邦通貨に換算した金額」を控除した残額に相当する差益をいいます。)の支払をする者は、その支払の際、15%の税率により所得税を源泉徴収し、その支払った月の翌月 10 日までに納付しなければならないこととされています。

今回の改正により、この源泉徴収の対象となる外貨建預貯金の差益に、その元本及び利子をあらかじめ約定した率により他の外国通貨に換算して支払うこととされているものの差益が追加されました。

この改正は、平成 18 年 1 月 1 日以後に預入をする預貯金について、同日以後に支払を受けるべき差益について適用されます。

5 条約届出書の提出の際に添付すべき居住者証明書について、源泉徴収義務者に提示し、源泉徴収義務者からその確認を受けた場合には、その添付を省略することができることとされました。

非居住者又は外国法人の居住地国とわが国との間で締結された租税条約により、その非居住者等が支払を受ける国内源泉所得について課税の軽減又は免除を受けようとする場合には、所定の事項を記載した「租税条約に関する届出書」(以下「条約届出書」といいます。)をその国内源泉所得の支払者である源泉徴収義務者を経由して支払者の納税地の所轄税務署長に提出する必要がありますが、特典条項を有する租税条約(現在のところ日米租税条約だけです。)の適用を受けようとするときなどには、条約届出書の提出の際に居住者証明書の原本を添付することとされています。

今回の改正により、条約届出書に添付すべき居住者証明書の原本について、次のことを条件に、その添付を省略することができることとされました。

条約届出書を提出しようとする者は、その提出の際、居住者証明書の原本を源泉徴収義務者に提示すること(この場合の居住者証明書とは、提示の日前 1 年以内に作成(発行)されたものをいいます。)

条約届出書を提出しようとする者は、源泉徴収義務者から、「条約届出書の記載内容につき居住者証明書の原本により確認をした旨」の記載を条約届出書に受けて、税務署長に提出すること。

(注) 源泉徴収義務者は、その居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から 5 年間保存する必要があります。

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべき国内源泉所得について適用されます。

6 民法組合等の組合員である非居住者又は外国法人が受ける一定の利益について、源泉徴収の対象とされました。

民法上の組合契約、投資事業有限責任組合契約等の組合契約(これらの組合契約に類する外国の契約を含みます。)の組合員である非居住者又は外国法人(以下「外国組合員」といいます。)が受けるべき組合利益(その組合契約に基づき国内において行う事業から生ずる利益でその組合契約に基づいて配分を受ける一定のもの

のをいいます。)については、申告納税の対象とされています。

今回の改正により、その外国組員が受けるべき組合利益については、その組合利益について金銭その他の資産の交付をした日(その組合利益に係る各計算期間の末日の翌日から2か月を経過する日までにその金銭その他の資産の交付が行われない場合には、その2か月を経過する日)に、その組合利益の配分をする者が20%の税率により源泉徴収を行うこととされました。

(注) 国内に組合事業以外の事業についての恒久的施設を有する外国組員が、所轄税務署長から源泉徴収免除証明書の交付を受けている場合には、一定の要件の下で、源泉徴収の必要はありません。

この改正は、平成17年4月1日以後に開始する計算期間に係る組合利益の配分について適用されます。

7 特定口座の取扱者の範囲に登録郵政公社が追加されました。また、優遇税率の適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、登録郵政公社に対する公募株式等証券投資信託の譲渡で一定のものが追加されました。この改正は、平成17年10月1日以後に行われる上場株式等の譲渡について適用されます。

8 「上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例」の適用期限が平成19年3月31日まで2年間延長されました。

9 非居住者又は外国法人が支払を受ける振替国債の利子に関する課税の特例について、一定の要件の下で、適用手続の簡素化が行われました。この改正は、平成17年4月1日以後適用されます。

ご注意  
ください

前年度までの税制改正で、本年(平成17年)以後に適用されるものです。

老年者控除が廃止されています。

平成17年分の所得税から老年者控除が廃止されています。この廃止に伴い、源泉徴収税額表の甲欄を適用する際の扶養親族等の数について、本人が老年者に該当する場合に1人加算して税額を算定する措置は、平成17年1月1日以後に支払うべき給与又は賞与から適用がありませんのでご注意ください。

(注) 廃止前の「老年者」とは、年齢が65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の人をいいます。

また、給与計算ソフト等をご使用になられている場合には、毎月(日)の源泉徴収税額の計算において、老年者控除の廃止が織り込まれたものとなっているか今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、平成17年分の給与所得の源泉徴収票から「老年者」欄が削除されました。

老人等の少額貯蓄非課税制度について、障害者等の少額貯蓄非課税制度に改組されます。

老人等の少額貯蓄非課税制度は、平成18年1月1日より障害者等の少額貯蓄非課税制度に改組され、老人(年齢が65歳以上の人で障害者等に該当しない人)が平成18年1月1日以後に支払を受けるべき利子等については、非課税の適用を受けることができなくなります。

なお、老人のうち障害者等にも該当する人で、老人として非課税貯蓄申告書等を提出している人は、平成17年12月31日までに障害者等確認申請書を金融機関等に提出して確認を受けることにより、引き続き非課税の適用を受けることができます。

国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】・タックスアンサーホームページ【<http://www.taxanswer.nta.go.jp>】

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務相談室又は税務署の源泉所得税担当におたずねください。

 この社会あなたの税がいきている